□	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		通学路　□有　□無 その他（　　）	
		特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有 （　　） □無	
		他法令関係　（修繕・模様替工事のみ）　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有 特定建設資材への付着（□有　□無） □無	
		他法令関係　（修繕・模様替工事のみ）　フロン（フロン排出抑制法）	□有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	
		その他		

（略）

別表３

（略）

□	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
		搬出経路	障害物　□有（　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
		特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	□有 （　　） □無	
		他法令関係　（解体・維持・修繕工事のみ）　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有 特定建設資材への付着（□有　□無） □無	
		その他		

（略）

（略）

別表３

（略）

□	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
		搬出経路	障害物　□有（　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
		特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	□有 （　　） □無	
		その他		

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（以下「省令」という。）第二条第二項の規定による届出を行った者が省令第二条第二項の規定による届出を行う場合に提出する届出書の様式については、改正後の省令別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。